

麻績村食堂交流施設使用者の公募について

- 1 施設の名称 麻績村食堂交流施設
- 2 所在地 麻績村麻 3888 番地1
- 3 建物概要 木造平屋建て 延べ床面積 106.00 m²
- 4 使用者が行う業務
 - ① 飲食及び交流ができる場を提供することにより、本村の産業振興と地域の賑わいの創出を図るため、施設を設置するにあたり、この目的を達成するための事業実施に関する業務（飲食店）
 - ② 施設の管理運営に関する業務
- 5 使用期間 5年（使用期間は更新することができます。）
- 6 使用料 月額50,000円（月払い）
- 7 敷金 600,000円
- 8 応募資格

法人その他の団体若しくは個人であつて、施設の運営を行う能力を有する者とする。
- 9 選定基準
 - ① 事業計画書に沿った管理を安定して行う、物的能力及び人的能力を有する者であること。
 - ② 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させることができるものであること。
 - ③ 施設の運営が住民の平等利用を確保できるものであること。
- 10 選定方法
 - ① 一次審査(書類審査)
 - ② 二次審査(プレゼンテーション)
 - ③ 利用者の決定
- 11 提出書類
 - ① 麻績村食堂交流施設使用許可申請書(様式第1号)
 - ② 事業計画書(様式第2号)
 - ③ 収支予算書(様式第3号)
 - ④ 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、会則等)
 - ⑤ 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録(法人以外にあつては、収支決算書)又は、納税証明書
 - ⑥ 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 12 その他
 - ① 契約にあたっては、連帯保証人が必要となります。
 - ② 申請にあたっては、村ホームページ上に関係する条例、規則等を添付していますので、申請時の参考にしてください。
 - ③ 備え付け以外に不足する什器備品については、使用者が用意すること。
 - ④ 営業許可及び消防法等法令に基づく申請については、使用者の責任において行うこと。
 - ⑤ 施設は、飲食店営業許可のほか菓子製造業許可にも申請可能となっています。
 - ⑤ 引き渡し時期は、概ね11月1日を予定しています。
 - ⑥ 内覧をご希望の方又はご不明な点がございましたら、下記の担当までご連絡ください。

13 提出先

〒399-7701

長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地

麻績村役場 村づくり推進課 山本 塚原

TEL:0263-67-4851 FAX:0263-67-3094

E-mail: muradukuri@vill.omi.nagano.jp

14 提出期限

令和8年9月30日 午後5時まで必着(郵送可)